

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|----------------------|
| 11 | 鳥取市公営住宅等管理事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鳥取市は公営住宅等管理事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

鳥取市長

公表日

令和1年11月5日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|----------------------------------|---|
| ①事務の名称 | 公営住宅等管理事務 |
| ②事務の概要 | <p>主に住宅に困窮する低所得者等に、低額な家賃で賃貸することで、市民生活の安定と社会福祉の増進を図っている。また、居住環境が良好な賃貸住宅を低・中年年齢層や中堅所得者に供給している。</p> <p>公営住宅法、住宅地区改良法、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律、鳥取市若者向け賃貸住宅の設置及び管理に関する条例、鳥取市勤労者住宅の設置及び管理に関する条例に基づく下記の事務。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公営住宅等の入居者の決定 2 住宅使用料及び駐車場使用料の決定 3 住宅使用料及び駐車場使用料の徴収、減免、徴収猶予及び滞納整理 4 入居名義変更、同居者管理 5 収入超過者及び高額所得者の認定 6 公営住宅等の施設維持管理 7 公営住宅等の明渡請求、住宅のあっせん 8 入居者の収入状況の報告 |
| ③システムの名称 | 住宅管理システム、宛名システム、団体内統合宛名システム(団体内統合利用番号連携サーバ)、中間サーバ |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| (1)宛名特定個人情報ファイル (2)公営住宅入居者関係ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | <p>[法定事務・公営住宅管理事務、改良住宅管理事務、特定優良賃貸住宅管理事務]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)別表第一(19項及び35項及び61の2項) 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第18条及び第26条及び第46条の3 <p>[独自利用事務・鳥取市勤労者住宅管理事務、鳥取市若者向け賃貸住宅管理事務]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第2項 2. 鳥取市の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第4条第1項、第3項 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | <p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p> |
| ②法令上の根拠 | <p>[法定事務・公営住宅管理事務、改良住宅管理事務、特定優良賃貸住宅管理事務]</p> <p>番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報照会の根拠) 31の項及び54の項及び85の2の項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) (情報照会の根拠) 第22条、第28条 (情報提供の根拠) 情報提供は行わない。 [独自利用事務・鳥取市勤労者住宅管理事務、鳥取市若者向け賃貸住宅管理事務] 情報照会及び提供ともに行わない。</p> |

| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
|--------------------------|--|
| ①部署 | 鳥取市 都市整備部建築住宅課 |
| ②所属長の役職名 | 建築住宅課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 鳥取市 総務部総務課公文書管理室 〒680-8571 鳥取県鳥取市幸町71番地 Tel.0857-20-3121 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 鳥取市 都市整備部建築住宅課 住宅係 〒680-8571 鳥取県鳥取市幸町71番地 Tel.0857-22-8111 |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|--|-------------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [1,000人以上1万人未満] | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 平成31年1月1日 時点 | |
| 2. 取扱者数 | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 平成31年1月1日 時点 | |
| 3. 重大事故 | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| | | |
|---|--|--|
| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要なの情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 監査 | | |
| 実施の有無 | [<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [] 外部監査 | |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-------------|---------------------------------------|--|---|------|-----------|
| 平成27年12月25日 | I 関連情報 1.特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要 | 主に住宅に困窮する低所得者等に、低額な家賃で賃貸することで、市民生活の安定と社会福祉の増進を図っている。また、居住環境が良好な賃貸住宅を低・中年齢層や中堅所得者に供給している。 公営住宅法、住宅地区改良法、関係条例に基づく下記の事務。 1 公営住宅等の入居者の決定 2 住宅使用料及び駐車場使用料の決定 3 住宅使用料及び駐車場使用料の徴収、減免、徴収猶予及び滞納整理 4 入居名義変更、同居者管理 5 収入超過者及び高額所得者の認定 6 公営住宅等の施設維持管理 7 公営住宅等の明渡請求、住宅のあっせん 8 入居者の収入状況の報告 | 主に住宅に困窮する低所得者等に、低額な家賃で賃貸することで、市民生活の安定と社会福祉の増進を図っている。また、居住環境が良好な賃貸住宅を低・中年齢層や中堅所得者に供給している。 公営住宅法、住宅地区改良法、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律、鳥取市若者向け賃貸住宅の設置及び管理に関する条例、鳥取市勤労者住宅の設置及び管理に関する条例に基づく下記の事務。 1 公営住宅等の入居者の決定 2 住宅使用料及び駐車場使用料の決定 3 住宅使用料及び駐車場使用料の徴収、減免、徴収猶予及び滞納整理 4 入居名義変更、同居者管理 5 収入超過者及び高額所得者の認定 6 公営住宅等の施設維持管理 7 公営住宅等の明渡請求、住宅のあっせん 8 入居者の収入状況の報告 | 事前 | |
| 平成27年12月25日 | I 関連情報 1.特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称 | 住宅管理システム、宛名システム、団体内統合宛名システム(番号連携サーバ)、中間サーバ | 住宅管理システム、宛名システム、団体内統合宛名システム(団体内統合利用番号連携サーバ)、中間サーバ | 事前 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-------------|--|--|---|------|-----------|
| 平成27年12月25日 | I 関連情報 3 個人番号の利用 法令上の根拠 | 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)別表第一(19項及び35項) 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第18条及び第26条 | 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)別表第一(19項及び35項及び61の2項) 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第18条及び第26条 3. 鳥取市の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第4条第1項 | 事前 | |
| 平成27年12月25日 | I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報照会の根拠)31の項および54の項 情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。 | 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報照会の根拠)31の項及び54の項及び85の2の項 情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。 | 事前 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|-------------------------------|--|---|------|-----------|
| 平成28年12月5日 | I 関連情報 3 個人番号の利用 法令上の根拠 | <p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)別表第一(19項及び35項及び61の2項)</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第18条及び第26条</p> <p>3. 鳥取市の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第4条第1項</p> | <p>[法定事務・公営住宅管理事務、改良住宅管理事務、特定優良賃貸住宅管理事務]</p> <p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)別表第一(19項及び35項及び61の2項)</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第18条及び第26条及び第46条の3</p> <p>[独自利用事務・鳥取市勤労者住宅管理事務、鳥取市若者向け賃貸住宅管理事務]</p> <p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第2項</p> <p>2. 鳥取市の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第4条第1項、第3項</p> | 事後 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|--|--|--|------|-----------|
| 平成28年12月5日 | I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報照会の根拠) 31の項及び54の項及び85の2の項 情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。 | [法定事務・公営住宅管理事務、改良住宅管理事務、特定優良賃貸住宅管理事務] 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報照会の根拠) 31の項及び54の項及び85の2の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) (情報照会の根拠) 第22条、第28条 (情報提供の根拠) 情報提供は行わない。 [独自利用事務・鳥取市勤労者住宅管理事務、鳥取市若者向け賃貸住宅管理事務] 情報照会及び提供ともに行わない。 | 事後 | |
| 平成28年12月5日 | I 関連情報 7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | 鳥取市 総務部総務課 情報公関係 〒680-8571 鳥取県鳥取市尚徳町116番地 TEL 0857-20-2104 | 鳥取市 総務部総務課 情報公関係 〒680-8571 鳥取県鳥取市尚徳町116番地 TEL 0857-20-3104 | 事後 | |
| 平成28年12月5日 | II 1.対象人数 いつ時点の計数か | 平成27年1月29日 時点 | 平成28年9月9日 時点 | 事後 | |
| 平成28年12月5日 | II 2.取扱者数 いつ時点の計数か | 平成27年1月29日 時点 | 平成28年9月9日 時点 | 事後 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|------------------------------------|--|---|------|---|
| 令和1年5月24日 | I 関連情報／5. 評価実施機関における担当部署／②所属長の役職名 | 課長 太田 忠孝 | 建築住宅課長 | 事後 | |
| 令和1年5月24日 | I 関連情報／7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求／請求先 | 鳥取市 総務部総務課 情報公関係 | 鳥取市 総務部総務課 公文書管理室 | 事後 | |
| 令和1年5月24日 | II しきい値判断項目／1. 対象人数／いつ時点の計数か | 平成28年9月9日 時点 | 平成31年1月1日 時点 | 事後 | |
| 令和1年5月24日 | II しきい値判断項目／2. 取扱者数／いつ時点の計数か | 平成28年9月9日 時点 | 平成31年1月1日 時点 | 事後 | |
| 令和1年5月24日 | IV リスク対策 | - | (新規追加項目) | 事後 | |
| 令和1年11月5日 | I 関連情報／7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求／請求先 | 鳥取市 総務部総務課 公文書管理室 〒680-8571 鳥取県鳥取市尚徳町116番地 TEL 0857-20-3104 | 鳥取市 総務部総務課公文書管理室 〒680-8571 鳥取県鳥取市幸町71番地 TEL0857-20-3121 | 事後 | 鳥取市役所庁舎移転に伴い、鳥取市役所の位置を定める条例(平成26年鳥取市条例第45号)が令和元年10月1日に施行され、同年11月5日に全面開庁されたことに伴う変更 |
| 令和1年11月5日 | I 関連情報／8. 特定個人情報ファイルの取扱に関する問合せ／連絡先 | 鳥取市 都市整備部建築住宅課 住宅係 〒680-8571 鳥取県鳥取市尚徳町116番地 TEL 0857-20-3291 | 鳥取市 都市整備部建築住宅課 住宅係 〒680-8571 鳥取県鳥取市幸町71番地 TEL0857-22-8111 | 事後 | 鳥取市役所庁舎移転に伴い、鳥取市役所の位置を定める条例(平成26年鳥取市条例第45号)が令和元年10月1日に施行され、同年11月5日に全面開庁されたことに伴う変更 |